

小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護
重要事項説明書

(2024年12月1日)

1. 当方が提供するサービスについての相談窓口

電話 087-848-2877

* ご不明な点をご遠慮なくおたずねください。

2. 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の概要

① 事業所の種類

指定小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護
事業所

平成19年2月1日指定 高松市山田地区

② 事業所の目的

住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が、
自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、
通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサ
ービスを提供します。

③ 事業所の名称

香川県高齢者生活協同組合「ひだまり川島」

④ 事業所の所在地

香川県高松市川島東町925-1

⑤ 電話番号

087-848-2877

⑥ 運営方針

利用者一人一人の人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続する
ことができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、
利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通
いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせること
により、地域での暮らしを支援します。

⑦ 開設年月日

平成19年2月1日

⑧ 登録定員

25名（通いサービス定員15名、宿泊サービス定員5名）

⑨ 居室等の概要

宿泊室5室、居間、食堂、台所、浴室、消防設備、その他

3. 事業実施地域及び営業時間

① 通常の事業の実施地域 高松市

② 営業日及び営業時間

営業日は無休とする

通いサービス（基本時間）10：00～15：30

宿泊サービス（基本時間）15：30～10：00

訪問サービス（基本時間）24時間

4. 職員の配置状況

管理者 1名 常勤

介護支援専門員 1名 非常勤

介護職員 22名 常勤 2名（管理者含む）

非常勤 20名（看護職員・介護支援専門員含む）

看護職員 2名 非常勤 2名

5. 事業所が提供するサービスと利用料金

① 対象となるサービス

通いサービス・・・事業所において食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

訪問サービス・・・利用者の自宅において食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

宿泊サービス・・・事業所において宿泊していただき、食事、排泄などの日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

② 利用料金

通い、訪問、宿泊（介護費用分）全てを含んだ1ヶ月単位費用の額別紙の「介護費用の内容」によって、契約者の要介護度に応じたサービスの利用料金をお支払いください。

* 月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または多かった場合でも日割りでの割り引きや増額は致しません。ただし契約を頂いてる以上は出来る限りの支援はいたします。

* 月途中からの登録、又は終了の場合は登録の期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。

登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日です。

登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日です。

- * 利用者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。
別紙参照
- * 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて負担額を変更します。

③ 利用料金のお支払方法

利用料金は1ヶ月ごとに翌月15日までにお支払ください。
事業所での現金支払もしくは口座引き落とし

6. 利用の中止、変更、追加

小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し提供しますが、利用者の都合により変更を希望する場合には原則として実施日の前日までに事業所に申し出てください。当日になって利用の中止の申し出をされた場合には別途料金が発生する場合があります。

7. 苦情の受付について

事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

(1) 苦情受付担当者：宮本明美 電話：087-848-2877

受付時間 毎週 月曜日～土曜日 9:00～17:00

(2) 高松市介護保険課担当係 電話：087-839-2326

(3) 国保連合会 電話 087-822-7431

また苦情受付ボックスを設置しています

8. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受ける為、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

細則は別紙による。

9. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

協力医療機関・施設

高松協同病院	所在地	高松市木太町7区4664
院長 北原 孝夫	電話	087-833-2330
社会福祉法人 吉祥	所在地	高松市高松町897-9
理事長 平賀 博	電話	087-841-8100

生協みき診療所 所在地 木田郡三木町氷上 112-1
所長 田中 眞治 電 話 087-891-0303

10. 非常災害時の対応

非常災害時には、別途定める消防計画に従って対応を行います。また避難訓練を年2回、利用者も参加して行います。

防火管理者 平尾彰浩

- ・自動火災報知器 ・非常通報装置 ・ガス漏れ探知機
- ・消火器

地震、大水等災害発生時の対応

風水害マニュアルに則り対応を行います。

11. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。生じた場合はその原因を解明して、再発を防ぐ為の対策を講じます。

12. 緊急時における対処方法

職員は、サービス実施中に利用者の心身の状況に異常その他緊急事態が生じた時は、主治医に連絡などの措置を講ずるとともに、管理者が定めた協力医療機関へ連絡すると共に受診等の適切な処置を講じます。

13. サービス利用にあたっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

- ① 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ② 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ③ 所持金品は自己の責任で管理してください。

— 小規模多機能型居宅介護、介護予防費用の内容 —

【基本料金】

要介護度	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	3,450 単位	3,509 円	7,018 円	10,526 円
要支援2	6,972 単位	7,091 円	14,181 円	21,272 円
要介護1	10,458 単位	10,636 円	21,272 円	31,908 円
要介護2	15,370 単位	15,632 円	31,263 円	46,894 円
要介護3	22,359 単位	22,740 円	45,479 円	68,218 円
要介護4	24,677 単位	25,097 円	50,193 円	75,290 円
要介護5	27,209 単位	27,672 円	55,343 円	83,015 円

【加算】

初期加算（登録日から30日間）

30 単位/日 1割負担 31 円 2割負担 61 円 3割負担 92 円

認知症加算Ⅲ（認知症高齢者日常生活自立度Ⅲ以上）

760 単位/月 1割負担 773 円 2割負担 1,546 円 3割負担 2,319 円

認知症加算Ⅳ（要介護2で認知症高齢者日常生活自立度Ⅱ）

460 単位/月 1割負担 468 円 2割負担 936 円 3割負担 1,404 円

介護職員等処遇改善加算Ⅱ 所定単位数の14.6%

円換算：利用者負担額（円）＝総単位数×地域区分（10.17 円）×1割又は2割
又は3割（小数点以下切り捨て）

【その他の料金】

- ① 食事代 朝食 300 円、昼食 600 円（おやつ代含む）、夕食 500 円（税込）
・・・利用した場合のみ
- ② 宿泊費 部屋代 2,000 円/日（水道光熱費含む）
- ③ おむつ廃棄料金（尿取りパッド・リハビリパンツ含む）50 円/日（利用者のみ）
（おむつはご利用者側でご用意いただきます。）
- ④ 洗濯代 100 円/回・・・利用時のみ

追記：レクリエーション等の材料費等の実費は当施設にて負担